

I. 研究の概要

1. 研究の背景

(1) 知的障害のある児童生徒の障害の特性と教育的な対応

知的障害のある児童生徒の学習の充実を図るためには、知的障害の特性に配慮した対応が必要となる。特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（文部科学省，2018a）では、障害特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面で生かすことが難しいことや、成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多いと指摘されている。

特に学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいという特性は、教科学習を行う上では、学んだ内容が定着しているのかの確認や、定着した内容を様々な応用場面で丁寧に教える等の対応が必要になる。

こうした障害特性への対応として、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（文部科学省，2018a）の「知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本」には、10項目が挙げられており、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき学校生活や学習上どのように関わるべきかが記述されている。

この内容において学習に関わりがある記述をみると、

- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

このように、一人一人の実態に応じて、生活場面等を題材にしたり、本人の主体的な態度や興味関心を重視した対応を行ったりする必要があることが示されている。

このことを踏まえ、知的障害のある児童生徒の、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいという特性から、机上での学習だけではなく、学習内容がより身近で生活と結びついているという実感がもてるような工夫や本人が学習の文脈を理解できるような工夫が必要になる。

また、知的障害のある児童生徒の学習においては、その児童生徒の困難さに着目し、

どのような力を付けることが学校教育上必要で、かつどうすれば社会参加するために必要な資質・能力を身に付けることができるかを考える必要がある。

このような中、平成 29 年 4 月と平成 31 年 2 月に公示された新しい特別支援学校学習指導要領（文部科学省, 2018b・2019）では、障害のある児童生徒の学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視して改訂が行われた。その際、知的障害のある児童生徒の各教科等の目標や内容について、幼稚園や小・中学校とのつながりや各部・各段階とのつながりに留意し、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理が行われた。中学部には 2 つの段階を新たに示し、また、小・中学部の各段階において、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき目標を設定し、段階ごとの内容が充実された。

一方、これまで知的障害のある児童生徒の教育では、障害特性に配慮した教育的な対応を取りながら学習活動が行われてきた。この教育的な対応は、児童生徒の障害の状態が多様なことから、実態把握を十分に行った上で、一人一人の障害の実態に応じて様々な工夫が必要となる。

そうしたことから、一人一人に必要な学習内容と、学習指導要領で示された教えるべき学習内容を、どのように実践の中で関連付けるのかについて検討する必要がある。

（2） 国立特別支援教育総合研究所における、学習内容・方法に関わる研究

国立特別支援教育総合研究所では、知的障害教育の学習内容の系統性やどの児童生徒にも共通して教えるべき内容に着目し、その学習内容や指導内容に学校の特色を反映させた上で、児童生徒が行う学習活動の必然性を説明できるようにする必要があるのではないかとの問題意識のもと、知的障害のある児童生徒の学習内容・方法に関わる研究を行ってきた。

国立特別支援教育総合研究所では、平成 25 年度から平成 26 年度に基幹研究「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究」を行い、研究協力機関と共に事例研究を行い、知的障害のある児童生徒の教育における観点別学習状況の評価の有効性を検討し、観点別学習状況の評価、指導と評価の一体化、児童生徒の発達を支援する学習評価の活用、組織的・体系的な学習評価を促すための評価計画の PDCA サイクルの構築に関して検討した。

この研究において、「組織的な学習評価」とは、組織を構成する教職員が共通の目的のもとに、一定のルールや方法に基づいて情報交換・意見交換を行い、組織の総意として学習状況の分析結果を示し、その結果の価値判断を行うこととした。また、「体系的な学習評価」とは、系統性や整合性のある教育目標・育てたい子供像等に基づいて実施された、各学年・学部等の段階、あるいは各教科等の授業・単元・1 年間の総括の段階において、教育成果を一定の方法に即して評価し、その結果をより高次の目標との関係の中に位置付け、価値付ける総合的な営みと捉えて研究が行われた。

その後、平成 27 年度から平成 28 年度の基幹研究「知的障害教育における『育成すべき資質・能力』を踏まえた教育課程の在り方」では、カリキュラム・マネジメントを知的障害教育において機能させ、「育成を目指す資質・能力」を踏まえた学習活動の計画・実施・評価をする方法を、先の研究と同様に研究協力機関との事例研究によって行った。知的障害の状態等が多様な中で、単元目標や学習計画を設定し、どのように学習評価を行うかについても検討し、学習指導要領に示された内容と、学習評価との関連性について考察している。この研究において、児童生徒が「何を学ぶのか」を具体化し、それを実現するために生活に結びついた学習活動を行い、学習評価の結果から授業を改善することで、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた授業改善を行えることを示唆した。

一連の研究成果は、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」にも資料提供され、現在の知的障害のある児童生徒の学習評価の議論に貢献をした。

この 2 つの研究において共通した考察では、学校の教育目標を基にした、児童生徒に付けたい力を基に、観点別学習状況の評価を実施するための工夫と、学校の特色が反映された指導目標の設定した上で指導内容を確立し、一人一人に身に付けたい力を考えながら、組織的で系統性のある学習活動を設定できる工夫について述べられている。

学習評価については、この組織的で系統性のある学習活動の設定につながるカリキュラム・マネジメントを機能させるための主要な要素として位置付けられている。

(3) 知的障害教育における学習評価の課題点

特別支援教育における学習評価については、文部科学省から令和 2 年 4 月に「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」（文部科学省, 2020）（以下「参考資料」）が出され、その基本的な考え方や、教科別の指導における学習評価の手順が示されている。

ここでの重要な点は、観点別学習状況の評価を基本に行うということである。観点別学習状況の評価を行う際には、知的障害教育においても、学習指導要領に示される目標が実現されているかどうかを判断するよりどころとして、評価規準を作成することが示されている。また、この評価規準の作成に当たっては、この「参考資料」の中で、「評価の観点及びその趣旨」が各教科等の目標を踏まえて作成されていること、「段階別の評価の観点を趣旨」が段階の目標を踏まえて作成されていることを確認する必要があるとされている。観点別学習状況の評価は、学習指導要領の目標や内容に準拠して行う必要があることが分かる。

また、評価規準については、内容のまとまりごとの評価規準の作成の手順が示されている。「内容のまとまり」とは、「参考資料」では、学習指導要領に示す各教科等の

「2 各段階の目標及び内容(2)内容」の項目等をそのまとまりごとに、細分化したり整理したりしたものであり、「(2) 内容」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したもの等を、「内容のまとまりごとの評価規準」としている。

学習指導要領を反映した指導内容の設定や、こうした学習評価の考え方を実践で行うことを目指すためには、これまでの知的障害教育が行ってきた教育実践の資産を基にしながら、どのようにすれば現行の学習指導要領の考え方の文脈に近づけるのかを考える必要がある。

特に知的障害特別支援学校には、知的障害の程度や実態において様々な児童生徒が在籍しており、単純に学年進行で目標・内容を考えることが困難である。また、指導の形態として教科別の指導と、各教科等を合わせた指導が採られているが、どちらの指導形態においても、それぞれの学習集団に属する児童生徒の実態を把握し、指導目標や指導内容を考えた上で学習評価をする必要がある。その際は、児童生徒の各教科の学習内容の習得状況等を確認した上で、その児童生徒に個別に付けたい力を想定した上で学習内容を設定することと、その学習内容が各教科の目標・内容を反映させていることを十分説明できるような仕組みを考えることが重要である。

2. 研究の目的

本研究では、以上のような背景から、知的障害のある児童生徒に対する教科別の指導及び各教科等を合わせた指導における単元づくりと学習評価について取り上げ、知的障害のある児童生徒の一人一人の実態に応じた指導目標や指導内容の設定と、その指導目標と指導内容が学習指導要領の目標・内容とのつながりを（対外的にも）説明できるよう、実践上の工夫点について検討することとした。

具体的には以下の点を目的とした。

- ・児童生徒の実態把握に基づいた年間指導計画や単元計画の立て方についてどのような工夫がされているのか等を情報収集し、カリキュラム・マネジメントの工夫点について検討すること。
- ・単元づくりと学習評価を軸に、どのように学習の目標を考えるのか、活動を考えるのかについて、事例を基に示すこと。

3. 研究の構造

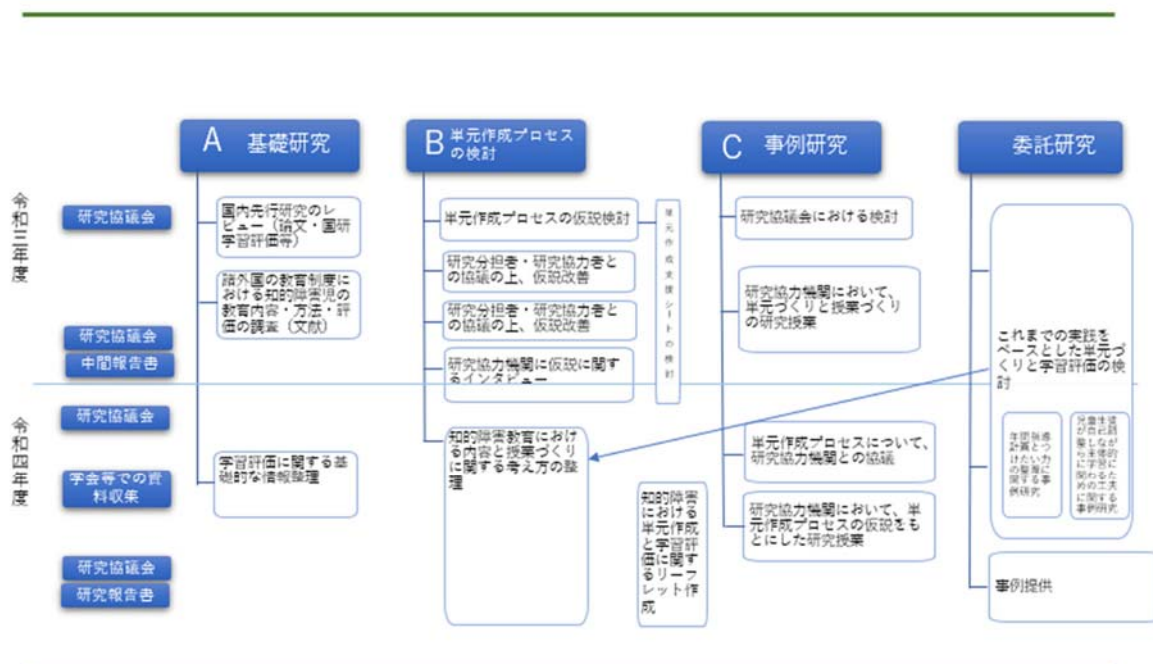


図 I-3-1 本研究の構造図

本研究では、令和3年度から4年度にかけて、8人の研究分担者、5人の特別研究員（地域連携型）、8人の研究協力者、13の協力機関により研究が行われた。

この中でも、特別研究員（地域連携型）は、1年間研究所で勤務して、研究所が取り組む研究に研究職員とともに参画するとともに、研究課題と関連した地域課題の研究に取り組む役割を持っている¹。研究では、教育現場の課題の提供や、有益な助言を得ることができた。

本研究の構造は、図 I-3-1 のように4つのパートに分かれている。基礎的な理論研究として位置づけた研究Aにおいて、知的障害教育における学習評価についての位置づけの把握を行い、それによって得られた知見を基に、研究Bにおける単元作成プロセスの検討を行っている。研究Bでの単元作成プロセスの検討では、学習評価のあり方についても扱い、令和3年度に行った事例研究における学習評価についても考察している。

研究Aは、文献調査による理論研究で、知的障害のある児童生徒の学習評価に関わる国内文献と国外文献を調査した。

¹ 国立特別支援教育総合研究所の特別研究員制度では、研究実施に有用な地域の教育現場の情報を得ることと、都道府県等と協力して研究を行うことを目的として、教育現場で実践を行う教師や教育委員会の指導主事を1年間研究所に受け入れることとしている。

国内文献では、学習評価に関する基礎的な知見の整理と、知的障害教育においてどのように考えられているかをまとめた。また、用語の整理を行い、報告書に用語集として掲載している。

また、国外文献では、海外の個々の事例を扱うのではなく、教科を扱う general curriculum と、生活的なスキルを扱う Functional curriculum についての学術的な議論の整理をアメリカの文献を基に行った。これは、日本における知的障害教育においての、生活的なスキルの重要性と教科の重要性の比較に似た議論であるため、本研究の参考とするためである。

また、重い知的障害のある児童生徒の指導の評価の参考とするためにイギリスの取組について整理している。イギリスの障害のある児童生徒のための制度 (Special Educational Needs and Disability:SEND) は日本と違い、特別な教育的ニーズを基にした制度であるが、多くの知的障害のある児童生徒は、日本の特別支援学校にあたる特別学校 (Special School) に在籍しており、日本でも参考になると考えられた。ここでは、知的障害教育の学習評価の基準である、エンゲージメントモデル (Engagement model) とプレキーステージスタンダード (pre-key stage standards) についての動きをまとめている。これらの海外の状況に関しては、本報告書の巻末に資料として示している。

研究Bは、単元作成プロセスの検討を行うことを目的とした研究である。

ここでは、教育現場における単元作成プロセスにおいての課題を踏まえて、指導の形態ごとの単元作成プロセスモデル作成を行った。

また、この単元作成プロセスモデル作成の副産物として、単元計画シートを考案している。このシートは単元づくりと学習評価を支援するもので、学習指導要領の目標・内容等を参照しながら単元計画を作成できるような仕様になっている。また、エクセルのプルダウンリスト等を使用して評価規準を選択できるようにすることで、教師の負担軽減を目指している。このシートを使用した研究機関の事例も報告書に掲載されている。

研究Cは事例研究である。8校の研究協力機関で学習指導要領と関連させた単元づくりと学習評価の実践を行った。

委託研究については、これまでの知的障害教育において積み重ねられてきた教示実践を踏まえて、これまで学校現場で考えられてきた「つきたい力」と学習指導要領で整理された資質能力とを、実践の中でどのように位置づけるかについてについて、委託し研究を実施した。二つの研究では、知的障害のある児童生徒の「主体的な学び」のとらえ方、授業改善と関連した教育課程や年間指導計画の改善、観点別の学習状況の評価と児童生徒の自己評価、主体的な学びを促す授業の手立て・工夫等の教師の授業力の向上などを対象として検討を行っている。

(執筆担当者：横尾 俊)

引用文献

文部科学省（2018a）特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）．開隆堂出版

文部科学省（2018b）特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領．海文堂出版

文部科学省（2019）特別支援学校高等部学習指導要領．海文堂出版

文部科学省（2020）：特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料

https://www.mext.go.jp/content/20200428-mxt_tokubetu02-1386427-1.pdf

（アクセス日：2023年2月6日）